

## 甲賀市観光事業多角化支援補助金 Q & A

### Q 1. 補助の対象となる事業は？

A 1. 観光事業者の方が市内で実施する「新たに観光誘客が見込まれる業務」を実施することにより、業務の多角化や新規事業実施のための調査や商品造成、設備投資やデジタル機器等の導入といった「新規性の高い」事業が対象となります。

#### 【具体例】

- ・ 茶や陶器等物産販売店に飲食店を併設するための施設改修や備品購入
- ・ 飲食事業者等のデリバリーやキッチンカー新規導入
- ・ 新しい販路開拓のための調査・コンサルティング事業
- ・ 誘客PR動画制作
- ・ HP多言語化リニューアル、EC（通販）サイトの新規導入
- ・ 新規顧客獲得のために実施する施設改修  
例) 新たな観光の形に対応した多人数旅行客メインの施設から少人数旅行に対応した施設への改修や備品購入等  
一般旅行客の宿泊メインの施設から、ワーケーションに対応した施設への改修等
- ・ アフターコロナを見据えた訪日外国人向け多言語対応
- ・ その他、新規誘客のための事業の多角化に資する取組みが対象

### Q 2. 補助の対象とならない経費は？

A 2. 補助対象外経費は、次のとおりです。

- ・ 調理設備等の特殊な機能を持たない車両や、事務作業や会計事務に使用するパソコン、スマートフォン、タブレット、会計ソフト等、本事業以外の事業への転用が容易なもの  
※ただし、キッチンカーの購入や、ワーケーション用設備、メニューの電子化やAR・VRを活用した体験型コンテンツの実施等、事業に密接不可分であるものについては補助対象とします。
- ・ 既存の利用対象者等の変更や業態の追加・変更を伴わない既存施設・設備の修繕費用や改修にかかる経費（既存施設のリフォーム費用や厨房機器の入れ替え、既存施設の生産拡大等では活用いただけません。）
- ・ 土地や建物の購入、賃借・取得に要する経費
- ・ 企業の経営に要する経常的な経費（人件費、旅費、事務所等の賃借料、公租公課、保証金、敷金・礼金、仲介手数料、光熱水費、通信費、保険料、会議費、事務用品等の消耗品費、雑誌等の購読料、新聞代、各種団体の会費・負担金、交際費、食糧費、広告宣伝費等）
- ・ 事業を実施するにあたり購入した備品や発注した工事等の経費にかかる消費税および地方消費税
- ・ 必要な経理書類を用意できない経費
- ・ 金融機関等への各種手数料（振込手数料、代引き手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等）
- ・ 免許・特許等取得にかかる費用
- ・ 借入金等の返済や支払利息、遅延損害金
- ・ 商品券や金券の購入にかかる費用
- ・ 補助金交付申請、実績報告等の作成や送付、手続等に要する費用
- ・ 税務申告、決算書作成等にかかる税理士・公認会計士等への支払費用、訴訟等のための弁護士費用等
- ・ その他、市長が不適切と認める経費

### Q 3. 観光関連事業者とは？

A 3. 次のいずれも満たす方が対象となります。

- ① 市内で宿泊業、飲食業、お土産・特産品販売等を行っている又は、新たに開始する事業者であって、一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会、信楽町観光協会、その他市長が認める観光関連団体の会員であること（※）
- ② 滋賀県観光入込客数調査の調査対象施設を有するもの。

※その他市長が認める観光関連団体の会員とは、当市の地場産業に関する甲賀調理師会、甲賀ホテル旅館組合、土山町茶業協会、信楽町茶業協会、滋賀県茶商業協同組合、土山漁業協同組合、水口小売酒販組合、水口酒販協同組合、甲賀酒造組合、信楽陶器工業協同組合、信楽町陶器卸商業協同組合、信楽料理旅館飲食業組合、信楽商店協同組合等です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 国、県及び市区町村（共済組合を含む）が所有、管理または運営する施設の運営者。  
ただし、施設の指定管理を受けている事業者が実施する事業は除きます。
- (2) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がある方
- (3) 下記のいずれかに該当するもの
  - ア. 暴力団（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ. 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ. 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - オ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ. 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
- (5) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定される宗教法人
- (6) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (7) 市長が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれが有る者

### Q 4. 事業の多角化とは？

A 4. 本補助金における事業の多角化とは下記のとおり取り扱います。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光や旅行、飲食の流れが大きく変わることとなった現在において、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えて、「新たに観光誘客が見込まれる業務」を既存事業とは別に新たに実施することです。

### Q 5. 消費税の取り扱いについて

A 5. 事業実施にあたり支出した経費にかかる消費税については、補助対象外とします。よって、交付申請をいただく際には、消費税抜き価格で申請してください。

**Q 6. 交付決定を受けている事業が期限までに完了しなかった場合どうなりますか？**

A 6. 令和5年2月28日までに支出まで完了していない事業については、交付決定を行っている事業についても、交付決定を取り消し、補助対象外とします。  
事業の完了が遅延する場合や事業内容に変更がある場合は、予めご相談ください。

**Q 7. 新規誘客を図るため、既存店舗をリフォームしたいと考えている。対象となるか。**

A 7. 単なる店内備品や什器の入れ替えによる新規誘客は本事業の対象とはなりません。  
これまでターゲットとしてこなかった層が利用しやすい環境への改修等であれば対象となります。  
例) 団体利用客メインの店舗運営から、店舗の半分を個室化し個人利用客の需要喚起を図るような改修  
酒席メインの店舗運営から、ファミリー層が利用しやすい時間帯へ開店時間を変更し、内装を変更する改修 等

**Q 8. 補助の対象となる期間は？**

A 8. 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間の事業が対象となり、金銭の取引が完了しているものを対象とします。

**Q 9. 申請は何回出来ますか？**

A 9. 申請は1事業者につき、1回の申請とします。市内で複数の事業や店舗を有しておられる場合であっても、1事業者（法人）であれば、1回の申請となります。

**Q 10. 補助対象から控除するものは？**

A 10. 当該補助金以外の本制度と同様の主旨の補助金や助成金を国や県から受けている時は、その補助対象経費を除くものとします。